

# WARNING 無免許運転に注意

免許の種類により、運転することができない車を運転して無免許運転として検挙される事案が散見されます。

そこで、県警察では自動車の種類が識別しやすいシールを車体に貼付（任意）して活用いただけるよう **NEW 自動車識別シール** を作成しました。

ご希望の方は、警察署交通課交通総務係にご連絡の上、窓口にお越しいただくようお願いいたします。



自動車識別シール

## 運転できる自動車の確認方法及び自動車識別シールの使用方法

～運転免許証と自動車検査証（車検証）を確認しましょう～

### 1 運転免許証の種類及び条件を確認します。



① 運転免許証の**種別**を確認します。

② 運転免許証の**条件**を確認します。

左記運転免許証は、**中型免許（8t限定）**です。

- ・車両総重量 8t未満
  - ・最大積載量 5t未満
  - ・乗車定員 10人以下
- の自動車が運転できます

### 2 自動車検査証（車検証）を確認します。



自動車検査証	<b>CHECK</b>
車両総重量	10000kg
最大積載量	5000kg
乗車定員	2人

**重要** 自動車検査証（車検証）の車両総重量、最大積載量及び乗車定員を確認します。

左記自動車は**中型自動車**に分類されます。  
上記運転免許証は**中型免許（8t限定）**ですので、車両総重量8tを超える自動車を運転することができません。  
左記自動車を運転するには**中型免許（条件なし）**が必要です。

#### <免許の種類と乗れる自動車>

普通免許	準中型免許	中型免許	大型免許
年齢 18歳以上 車両総重量 3.5t未満 最大積載量 2.0t未満 定員 10人以下	年齢 18歳以上 車両総重量 3.5t以上7.5t未満 最大積載量 2.0t以上4.5t未満 定員 10人以下	年齢 20歳以上 年数 2年以上 車両総重量 7.5t以上11t未満 最大積載量 4t以上8.9t未満 定員 11人以上30人未満	年齢 21歳以上 年数 3年以上 車両総重量 11t以上 最大積載量 6.5t以上 定員 30人以上

### 3 自動車に自動車識別シールを貼付します。



**注意** 自動車に該当する自動車識別シールを貼付します。

自動車識別シールはフロントガラス、運転席・助手席ガラスには貼付できません。  
**車のボディに貼付してください。**



『夕方の5～7は"魔の時間"』



愛知県警察